

# 明治前期、越前・熊本の自由民権運動 にみる横井小楠路線

三 上 一 夫\*

## A Study on Both Echizen & Kumamoto's Activities for Democratic Rights under the Influence of Yokoi-Shōnan's Political Policy in the Former term of Meiji.

Kazuo MIKAMI

It is remarkable that activities for democratic rights were carried strongly out in both Echizen & Kumamoto in the former term of Meiji. Taking notice of the fact that Yokoi-Shōnan's pupils played the leading part of the activities in both areas, I aim to clear up the historical character of the activities under the influence of Shōnan's political policy.

### 1. 課題

明治前期の10年代に全国的に高揚する自由民権運動の主要な目標が、国会を開設し立憲政治の実現を強く求めたことは周知のとおりであるが、越前と熊本の両地区での運動において、横井小楠の門弟や彼の論策に触発された民権家や民衆層が深くかかわり、また積極的な担い手となったのに着目せねばならない。そこで、小楠路線の視角から越前・熊本両地区における具体的動向を検討するなかで、小楠の政治論の中核となる「公議論」との関連を明らかにするとともに、両地区的民権運動の歴史過程の異同性にも照明をあてることにしたい。このことは、明治以降の日本近代化のなかでの横井小楠路線の影響力をはかるうえでのきわめて重要な分析視角であると思われるからである。

### 2. 小楠の「公議論」路線と越前の動向

小楠の「公議論」の基本となる「国是七条」(文久2年)の第5条「大いに言路を開き、天下と公共の政を為せ」が表明するとおり、「言路を開く」場合には、反対派の意見もとり入れて、より多数の意見の落ちつくところで、物事を決めるこを重視する。つまりより大多数の意見を用いるのが「公論」で、一部の意見は「私論」だとして排除したのである。

翌文久3年(1863)福井藩の「挙藩上洛計画」を策定する際にも、京都での「大会議」には、

---

\*教養部

「暴論家」の尊攘派を排除するのではなく、「暴論家」を含んだ討論の場をつくり、「暴論」を取り鎮め、「道理」に従って結論を導き出そうとしたのである。また対外問題にしても、「其道理に因て鎖とも開とも和とも戦とも御決議成され候へば、彼是共に安心の地に至り申すべく候」とする評議の過程を重視するわけで、あくまで一派に偏しない「公議」によって国論を定める。そのときは、在留の外国人代表まで招き、將軍・閔白はじめ諸藩大名（尊攘派・公武合体派・佐幕派）など関係者多数が参加する大評議により、「彼我の見る所を講究し、至当の条理に決せられる」ところの結論こそ、「万国の道理」にかなうものと判断する。

このように、小楠が主導する「挙藩上洛計画」の藩議として、「日本国中共和一致の政事」の改革像が策定できたのである<sup>1)</sup>。この点、まさしく彼の「公議論」路線の真ずいが見出されるわけである。

ところで明治元年3月14日、維新政権が公表した「五か条の誓文」は、維新政権の政治方針を明らかにした歴史的宣言書であったが、その最初の革案とも言うべきものが、小楠第一の門弟由利公正により作成されたことは周知のとおりである。彼が新政府の発足した間もない1月に、議事所の規則として「議事之体大意」を執筆したが、その後福岡孝弟が由利案の条文の順序や字句を一部改め、さらに木戸孝允が修正したものである。この際とくに注目されるのは、由利案の文面では、かねて福井藩が懸命に志向した「統一国家論」による「公議論」路線をしっかりとふまえていることである。そして被支配層の民衆のエネルギーをできるだけ發揮させて、「御一新」の新政の基礎にしようとする開明的な発想によるのがわかる<sup>2)</sup>。由利案第5条の「万機公論に決し私に論ずるなれ」こそ、小楠「公議論」路線を集約するもので、小楠が求めてやまなかつた国政のビジョンが、誓文のなかに見事憲章化されたともいえる。

そこで、明治4年（1871）7月の廃藩置県は、いよいよ中央集権的な絶対主義国家体制の構築への道をひらく。しかも政権の実態として、薩・長・土・肥の出身官僚が独占的となり、なかでも薩・長が首座を争うという具合に、ますます藩閥専制化の傾向を強めたのである。「閥」の政治理念は、国政を「私政化」するものであり、かねて小楠「公議論」路線の厳しく戒めたところであった。このことは、明治10年代に全国的に高揚する自由民権運動の口火を切る「民撰議院設立建白」を行わせる結果となる。

建白書の作成にあたり、板垣退助を中心に明治7年（1874）1月12日結成された愛国公党で協議し、板垣退助・後藤象二郎・副島種臣・江藤新平ら8名の連署により、同月17日左院に提出するが、その際イギリスの議会制度を調査して帰国した小室信夫・古沢滋とともに、由利公正が加わることに注目したい。しかも由利は、愛国公党の「同志集会の場」として、東京銀座3丁目に「幸福安全社」という俱乐部を設け、これを敦賀県（現、福井県）人蔵田魯に管理させ、同県の小笠原幹（牧野主殿介）ら数名を同社に誘うという熱の入れようであった<sup>3)</sup>。

「建白書」では、もっぱら政府の藩閥有司専制を厳しく批判し、「天下の公論を伸張し、人民の通議権利を立て、天下の元気を鼓舞し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝国を維持振起し、幸福安全を保護せんこと（後略）」のためには、ぜひ民撰議院を創設すべきであると訴えたのであ

る。こうした「天下の公論」による政治こそ、「五か条の誓文」の由利案第5条の趣旨に符合するものであり、由利の立場——それは小楠「公議論」路線を継承するものであるが——からすれば、維新当初に画策した政治理念が大幅にゆがめられたことに対して、鋭い批判と反発を試みたとみてよい。

事実彼は、「建白書」に署名した当時を回想して、「私は御維新の当初から会議といふ事に専ら意を注いで居たから、西洋に行った時も、村会・県会・国会と云ふ事の上に於て、余程心を用ひて調べて来て居て、是非とも議会を起して、所謂憲法を御定めに成てお遣りにならねば、十分の処まで成就是しないと云ふ考であった（後略）」<sup>4)</sup>と力説したほどである。

こうした「建白書」を提出させる社会的背景として、明治5・6年を中心に、藩閥專制化した明治政権に対して、全国各地で続発した農民や民衆の一揆・打ちこわしがあげられる。明治4年から7年までの4年間に、全国で89件の一揆が数えられ、そのうち1万以上の決起で11件、そのなかで6件が明治6年に集中する。同年で福岡県下の大一揆（6月）につぐほどの大規模なものが、3月上旬から中旬にかけて敦賀県下で生起する。

この大野・今立・坂井3郡下で約3万の出動をみる「越前護法大一揆」は、その直接的契機が越前真宗地帯での宗教一揆の様相を示しながら、その展開過程で掲げる諸要求の内容や、かれらの具体的な行動、それに攻撃対象からみて、藩閥專制化政権への反対要求としての性格がきわめて顕著なことが判明する<sup>5)</sup>。

さらに、この大一揆で表明された「地券厭棄」の件が、明治11年（1878）以降の越前7郡下の大々的な「地租改正反対運動」に連係し<sup>6)</sup>、しかもその歴史過程のなかから生成する「越前自由民権運動」に視点をすえた場合、小楠門弟を中心とする旧福井藩政治支配層の「公議輿論」尊重の「会議論」に触発された被支配層の「民衆コース」からの厳しい反発であった点に注目せねばならない。

ところで、明治6年1月足羽県を合併して成立した敦賀県では、8年2月9日に、従来の藤井勉三権令に代って、山田武甫（内務省6等出仕）が同県権令に着任した。山田は前熊本藩士で、小楠の有力な門弟であるため、彼の施策に深い関心が寄せられる。彼は第1回地方官会議（同年6月20日～7月17日）に先立って、同年5月「県會議事仮規則」<sup>7)</sup>を公布し、新たに県会を開設することになる。なにぶん当時は、全国的にみて、県会の存在した県がきわめて小数であったことを考えると、山田として敦賀県政面に、極力小楠の「公議論」路線の実現をめざしたことが推察されよう。

この点、同規則の「議院権限」の第3章（総テ議員タルモノハ公正ノ心ヲ以テ全管衆庶ノ安穏利益ヲ計る事勿論ナリ、決テ一区一邑ノ私心ヲ挟ミ偏頗ノ議論を主張スヘカラス）・第5章（議案ハ総テ議長ヨリ起スモノト雖モ、土地ヲ開キ物産ヲ興シ港口堤防道路橋梁ヲ修理保存スル等凡ソ民ノ公益ヲ興ス見込アリテ衆議ヲ要スルモノハ、其方法意見ヲ画シテ其議案ヲ簡明ニ相認メ前日マテニ議長ヘ差出シ置クヘシ）の条文にみるとおり、議案の審議につき、「衆庶ノ安穏利益」をはかり、「民ノ公益ヲ興ス見込アリテ衆議ヲ要スルモノ」を重視することは、極力民意に沿った議案

審議を目論んだことがわかる。

彼の任期中には、第1回（8年5月22日～28日、於敦賀妙顯寺）、第2回（同年11月19日～25日、於敦賀永源寺）、第3回（9年6月7日～16日、於武生引接寺）の県議会が開催され、道路堤防橋梁、貧民救助、教育振興などの主として民費に関することが審議された<sup>8)</sup>。権令の職務にかかる制約のなかで、できるだけ民意をくみ込んだ県政に力を注いだものといえる。ところが、敦賀県が9年8月21日廢されて滋賀県に合併されるにともない、彼は権令を辞して熊本に帰った。その後は、ふたたび官途につくことはなかったのである<sup>9)</sup>。前述のとおり、敦賀県が足羽県を合併した早々越前に大一揆が生起したこともある、山田は県会での審議をとおして、とりわけ民政面に力こぶを入れたものとみられる。

### 3. 越前自由民権運動の系譜、その展開

#### (1) 自郷社と越前地租改正反対運動

越前の地租改正反対運動、さらに自由民権運動を主導した杉田定一は、坂井郡波寄村（現、福井市波寄）大庄屋の出身で、彼が16歳のとき、慶応2年（1866）府中（現、武生市）の藩儒松井耕雪に入門し儒学を勉学した<sup>10)</sup>。ところが松井は、小楠とはじっ懇の間柄で、特に安政5年（1858）小楠の福井滞留の時期より交友を深め、翌6年には、小楠を熊本に訪ね、さらに長崎の貿易事情を視察して帰藩後は、藩営物産総会所機構に連係する府中制産役所の元締役をつとめた人物である。

したがって、松井より教導された杉田の思想には、小楠の民富論や「公議論」路線の通ずることは明白で、さらに杉田が明治5年（1872）東京で本格的な政治学に取り組んだのも、小楠第一の門弟由利公正が当時東京府知事であったこととも深くかかわるものと思われる。

杉田は、明治12年7月20日、同村に自郷学舎を創設する。これは主に、地域住民やその子弟を対象とする教育機関で、民権思想とその法理論的学習を中心としたが、その後約1か月経た同年8月24日民権政社として成立する自郷社のための前提的意義をもつものであった。自郷学舎の成立当初は、舎員79人（49村）で坂井郡内の子弟がほとんどで、また自郷社員は34人（16村）を数え<sup>11)</sup>、かれらがこそって上層農出身であることから、自郷学舎・自郷社がともに、そのよって立つ社会的基盤がうかがわれる。

自郷社設立の趣意書には、「弘ク同感ノ人ヲ集メ公道ノ存スル所大義ノ在ル所ヲ討究磨励シ、天賦活発ノ自主自治ノ精神ヲ發揮シ以テ社会開明・国家富強ノ実ヲ致シ、長江大河一瀉万里竟ニ進テ自由ノ清風ヲ宇内ニ弥漫セシメント欲スルナリ、（後略）」<sup>12)</sup>と強調するなど、自郷学舎の場合とほぼ同じ趣旨である。しかも「自郷社規則」では、「自郷学舎舎員タル者ハ必ズ本社ニ加入スペシ」（第7条）と規定し、自郷学舎とは不即不離の関係にあることがわかる。

また社の運営は、「社中ノ事渾ベテ公論ヲ以テ決スベシ」（第4条）の条文を掲げ、さらに国家・社会に対する社員の倫理性については、「社員タル者ハ至誠ヲ相投シ公道相守リ社会ノ公益国家ノ慶福ヲ崇ムルヲ努メ、（後略）」<sup>13)</sup>（第9条）ることが要請されるなど、明らかに小楠の持論たる「公議輿論」尊重・「経世濟民」の路線をふまえ、さらに、これを自由民権運動へと進展させる企図が

認められる。

もともと越前自由民権運動の系譜をみると、明治11年以降の大々的な地租改正反対運動に起因する。その激しい運動のなかで民権政社に結びつくが、自郷社は、まさしくその重要な媒体的な役割を果たすことになる。つまり、地租改正の過程で県側の反米見据（収穫反米の査定額）に徹底して反対した不服村（5郡28か村）のうち、坂井郡下の安沢村はじめ5か村の出身者が自郷社に加入している。また自由民権の法理論の立場から、この運動の有利な展開をめざし、はるばる土佐の寺田寛や楠目伊奈伎を招いた牧田直正（安沢村）にしても、社員として堂々名をつらねている。

このようにして展開された強じんな地租改正反対運動が、12年12月、地租改正事務局総裁大隈重信の譲歩による「越前7郡地租改正再調査」の成果を一たんかち取る。さらに杉田定一の肝いりで、翌13年2月の南越7郡連合会、翌14年9月の天真社（法理研究所）創設による強力な理論闘争を進め、ついに全国にも類いまれな地租改正反対運動の一応の実効を収めたのである。

## （2）国会開設請願運動と天真社

実は明治12年11月、大阪での第3回愛国社大会に杉田定一が出席し、自郷社の加盟が承認された。そして同大会で、国会開設の願望書を提出することが議決され、その運動の目標として、翌13年3月の全国集会に、各地政社からの願望書をもち寄ることを決めた。こうした大会決定をふまえて、福井県下でも、杉田ら民権派を中心に、地主・士族・商工グループ層に対する国会開設願望の署名運動を展開した。その結果、池内啓氏によると、13年3月までに1941人、同年11月までに7041人の国会願望同意者の署名が行われたのである<sup>14)</sup>。

地主層の署名募集は、地租改正反対運動の主導的な役割を担った坂井・丹生両郡に目立ち、とりわけ不服村の署名が村ぐるみで行われたことは、こうした反対運動が国会開設請願運動に直結するのを物語るわけである。

さらに翌14年9月、杉田は、地方政党の育成のため、従来の自郷社を発展的に解消し、天真社を創設する。同社綱領の第1則「天地ノ公道人生ノ通義ニ基キ、吾人同胞天賦自由ノ権利ヲ拡張保全スル為メ本社ヲ創設ス」や「同社務見込案」の第2条「教導トハ世界大勢自由真理ノ在ル所ヲ講読シ又ハ演説シ以テ各郡村人民ノ智識元氣ヲ發揚シ、全州ノ輿論公義ヲ振作スル等ノ事是ナリ」<sup>15)</sup>に明記する「天地ノ公道人生ノ通義」・「全州ノ輿論公義ヲ振作スル」の文言こそ、いみじくも、小楠「公議論」路線の継承・進展を示唆するものといえよう。

## （3）北陸自由民権運動

北陸7州有志懇親会と銘打った自由民権運動の大会が、明治16年（1883）3月10日と翌11日の2日間、石川県高岡町（現、富山県高岡市）の瑞龍寺で盛大に開催された。これは、日本海側中央部の若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡7州の民権家が、松方デフレ下での農村不況と明治政権の言論抑圧に抗議して、広域連帶の大々的な運動を起こしただけに大いに注目をひく。そしてこれを契機に、翌17年には越後新潟、さらに翌18年越前鯖江で本大会が開かれたが、これ

表1 北陸7州有志大懇親会発起者一覧（明治16年）

発起者名	地区	所属政派・職業等	発起者名	地区	所属政派・職業等
(平)藤田孫兵衛	若狭	福井県議・のち衆議 自由党系・農業	中川 長吉	能登	石川県議・改進党系 交詢社員
杉田 定一	越前	南越自由党正理事 北陸自由新聞社長・衆議	稻垣 示	越中	石川県議・北立自由党主幹 農業
松村 才吉	〃	南越自由党副理事 鎌商	数井 孝次	〃	石川県議・改進党 のち富山県議
岡部 広	〃	南越自由党・士族 北陸自由新聞社幹事	島田 孝之	〃	石川県議・改進党 北辰社設立
三宅 恒徳	加賀	自由党系・士族 北陸自由日報発起人	小林 一生	〃	改進党系・代言人
大垣 兵次	〃	石川県議・農業 交詢社員	八木原繁祉	越後	北辰自由党・士族
芳野 貞成	〃	石川県議・自由党系 のち七尾町長	山際 七司	〃	北辰自由党・新潟県議 第1回衆議・農業
小間 肅	能登	石川県議・自由党系 製糸家	加藤 勝彌	〃	岩船自由党・のち衆議 農業
神野 良	〃	石川県議・改進党 交詢社員・第1回衆議			

注：「北陸自由新聞」(42号)〔明治16年3月3日〕(福井市中毘沙門、奥田薰家所蔵)により作成。

らは県域を越えた広域地域連帶のいわば「北陸連合」の試みにほかならない。

実は、越中で15年2月15日、北立自由党が結成されたが、翌16年1月に入ると、同党を中心に北陸広域連帶の懇親会の計画が進められた。この大会の主なねらいは、演説の草稿と目される杉田定一の「天然区域宣親睦論」に明確に認められる。つまり、立憲政体を確立し、知識の練磨・志気の高揚・輿論の振興のためには、風俗・慣習を同じくする「天然の区域」内での親睦が最も肝心とし、「先其ノ一州ノ一致協同ヲ謀リ、然シテ一道ノ親睦ヲ致シ、進ンテ全国ノ合同ヲ謀ルニ、今也九州改進党アリ、(中略)各道大体團結ナキハナシ、然ルニ我北陸道ニ之ヲ見ザルハ豈痛憤ノ至リナラズヤ、(後略)」<sup>16)</sup>と力説するのに注目したい。

大会発起者17名は表1のとおりで、大会を主導したのは自由党員であったが、改進党および改進党系や両党のいずれにも属しないものも含まれ、本懇親会の政治・社会的性格を反映するとみてよい。実は杉田が、南越自由党の機関紙として、15年12月に創刊した「北陸自由新聞」は、わずか5か月で解体の憂き目をみたが、もともと越前一州に限らず、北陸一円の広域を対象とする社団が秘められたものと推考される。

ついで第2回懇親会は、17年9月20日新潟市(西堀通五番町、不動院)で開催されたが、その準備委員4名のうちに杉田が名を連ねている。来会者は二百余名にのぼるが、北陸7州以外では、東北地方の秋田・山形・福島3県、関東地方の茨城・東京、さらに長野・岐阜両県におよぶため、

第1回の分に比べて一層広域的であり、いわば“北日本地域大懇親会”と名付けられるような大会であった。さらに翌18年10月7・8の両日、越前鯖江で第3回懇親会が開催されたが、そのときの状況につき、10月9日付け「加越能新聞」が「(前略)来会者頗る多く、翌8日は午前7時を以て出会員一同同地松ヶ阜神社境内に集り、それより丹生郡琵琶山の曠原へ押し出し、壯快なる遊戯を試みて退散したり」<sup>17)</sup>と伝えている。大会の具体内容は一切不明であるが、これを最後に北陸7州有志懇親会と銘打った大会には終止符が打たれたものとみてよい。

後述する九州における広域連合政党として成立した九州改進党も、18年5月の久留米大会で、「形而下ノ團結ヲ解キ形而上ノ交際」を深めるとして解党を宣言している。この時点で解党せねばならぬ窮屈した事情があったとするよりは、その前年10月の自由党の解党という全国的情勢が影響したとする見方がはるかに適切であろう。したがって北陸広域連帯の自由民権運動の挫折についても、こうした全国情勢を端的に反映したものと判断すべきであろう。

#### 4. 熊本自由民権運動にみる小楠路線

##### (1) 県民会での実学派の主導性

明治9年7月20日から8月2日にかけて、熊本県民会が開催されたが、それは小楠門弟の熊本実学派の懸命な請願活動によるものであった。前述の7年1月の民撰議院設立の建白に刺載され、その前年に政権の座から排除された熊本実学派が決起し、県権令安岡良亮も、ついに彼らの要望を認めざるを得なかつたのである<sup>18)</sup>。そのときの県臨時民会規則によれば、議員の選挙権は、男子の戸主全員に与えられ、被選挙権資格者は、財産による制限は一切なく、官吏等をのぞく25歳から65歳までの男子全員とされた。

議員選挙の方法は、まず小区会議員を選挙で選び、その小区会議員の互選によって大区会議員、大区会議員の互選で県民会議員を選出する段階方式であった。こうして、89名の県民会議員が選出されたが、議長（大田黒惟信）・幹事（矢島直方・江上津直・能勢政元）・書記長（徳富一敬）・司計長（余田正規）の役職の大部分が小楠門弟の実学派で占められた。

本会議では、重要議案である「区戸長月給増額の件」に論議が集中した。この件は、本来官選の区戸長の給料は国税から支出すべきもので、民費から支出するうえは、区戸長は民選でなければならないとし、区戸長公選の声が高まり、ついに県民会提出の本議案は否決されたのである。この点、小楠門弟が県民会活動を通じて、いち早く役人公選を求める自由民権にかかる運動に乗り出したことは、一方において小楠「公議論」路線の蘇生をみてとることができる。

##### (2) 熊本実学派の結集

西南戦争後の明治11年、東京から帰郷した池松豊記の肝いりで、植木民権党员ら<sup>19)</sup>を結集して、相愛社が創設された。同社は愛国社の全国大会には必ず代表を送って全国運動との連係をはかり、13年4月の国会期成同盟の国会開設請願運動にも参加するなど、自由民権運動に取り組んだ。

一方、山田武甫・徳富一敬らは、12年1月共立学舎を創設して、熊本実学派の結集をはかった。

この際、同年4月開会された第1回熊本県会を迎える。活動の主体を県会に求めた。もちろん同県会は、政府が3新法に従い全国各府県に設けられたもので、さきの9年の県民会のように下からの県民側の要求によって設置されたものではなかった。しかし実学派にとっては、議会内活動を通じて小楠路線の進展と民権の拡大をめざしたのである<sup>20)</sup>。

事実、明治13・14年の両年は、嘉悦氏房が議長、岩男俊貞が副議長、15・16両年は、岩男俊貞が副議長をつとめるなど、全国的に自由民権運動がもっとも高揚する時期に、熊本実学派が熊本県会を主導するだけの働きをみせたのが注目をひく。

ところが、14年9月に井上毅（太政官大書記）らによって、政府御用党紫渕会が結成されたが<sup>21)</sup>、その当初は、実学派の山田武甫・岩男俊貞らも協力した。しかし紫渕会が学校党を中心としただけに、綱領や活動方針をめぐり意見が対立し、実学派は同年11月紫渕会を脱会した。そして、ただちに実学派は、立憲自由党を結成した。さらに同党と相愛社、それに自愛会（明治14年10月結成）の三者は、勢力の増大する紫渕会に対抗する立場から、翌15年2月5日、合党して公議政党を組織したのである。

### (3) 公議政党より九州改進党へ

実は、「公議政党趣旨」のなかの「公衆ノ自由ヲ拡充シ、幸福ヲ保全スルニハ、公議ヲ重シ輿論ヲ採ルノ立憲政体ヲ確立スルニ若クハナシ<sup>22)</sup>」の文面からも、同党の基本理念に、小楠の「公議論」路線が明りょうに認められる。同党の創立委員30名のうち、山田武甫・嘉悦氏房・岩男俊貞ら16名の実学派が数えられるが、要は反民権的立場を明確にする紫渕会に対抗するため、立憲自由党（熊本実学派）と相愛社とが容易に統合したものとみてよい。

そこで、同党結成から1か月余り後の15年3月12日、九州各県にあって、それぞれ活動を続けていた民権政社の連合組織として九州改進党を結成する。これは熊本の公議政党の肝いりで結成されたもので、創立大会にも熊本区高麗門長国寺で開催された。議案は、表2にみるとおり、各県からの起草委員で作成され、熊本からは公議政党の山田武甫（実学派）・宗像景雄（相愛社）の両名と宮原公継（人吉愛國党）の3名が加わり、特に山田武甫は、九州改進党結成の際主導的な役割を果たすことになる。12日の結成大会の夜、下河原定席

表2 九州改進党創立大會議案起草委員一覧

県	委 員	
福岡	頭山 満	（玄洋社）
	南川 正雄	（立憲帝政党）
	野村 肇	（福岡日日新聞）
	岡田 孤鹿	（有明会）
長崎	江口 六藏	（佐賀開進会）
	稻垣 速見	（唐津先憂社）
大分	甲斐 純	（竹田貫填社）
	野尻 従吉	（竹田貫填社）
熊本	山田 武甫	（公議政党）
	宗像 景雄	（公議政党）
	宮原 公継	（人吉愛國党）
鹿児島	和泉 邦彦	（自治社）
	山口 尚一	（公友会）
	上村精之介	（三州社）
	白尾源太郎	（三州社）
東京	林 正明	（共同社）

注：「西海新聞」（明治15年3月18日）  
 （水野公寿「九州改進党の結成について」  
 〔『近代熊本』22号、昭和58年〕所収）

で開かれた九州改進党政談演説会は、聴衆五千余人の多数に及んだが、4人目の弁士森軍治の演説の際、臨監の警部により、集会条例に触れるとして解散を命ぜられた。「聴衆はなかなか解散すべくもあらず、一時にドット沸騰すると、当座の弁士諸君が種々説諭せられ漸く引き去りたり」<sup>23)</sup>との有様で、このような演説会の盛況は、熊本県下では最初のことであった。

九州改進党の党則には、綱領として、自由を伸暢し権利を拡張する主義、社会を改良し幸福を増進する目的、立憲政体確立への努力、主義目的を同じくするものとの一致統合の4か条を掲げる。組織面では、長崎に本部を設けるほか、各地に地方部を置き、したがって加盟政社は解散して、九州改進党の地方組織となり、年2回の大会（3月・9月）を開くこととした<sup>24)</sup>。しかし、18年5月の久留米大会で解党したが、この点、北陸自由民権運動の場合と同じく、その前年10月の自由党の解党という全国情勢が影響したものとみなければならない。

## 5. 両自由民権運動の異同性

越前・熊本両自由民権運動を、横井小楠路線の視点から比べた場合、類似点としては、運動の活動家に、熊本では小楠門弟が目立つこと、また越前では、小楠路線につながる杉田定一の主導性がみられること、したがて運動の指導理念のなかに、小楠「公議論」路線が深くかかわることで、さらに、両運動とも、明治10年代半ばから後半にかけて北陸・九州の広域民権運動に進展しながら、18年にそれぞれ解党する。

一方、両者の相違点としては、越前の場合は、明治11年ごろからの地租改正反対運動に連結して展開し、こうした強じんな民権運動の結果、概して地主層の要望にほぼ見合う地租改正に帰結したのであるが、熊本での「実学派」路線には、越前のような地租改正との直接のかかわりはみられない。特に明治9年の熊本県民会が小楠門弟の肝いりで成立し、県権令提案の議案を否決するなど、議会政治のなかに、小楠「公議論」が大きな影響力を發揮する。さらに13年からの熊本県会においても、実学派の力を結集するが、こうした議会内での実践活動に主力を注いだのが目立っている。

ところで、熊本では、自由民権の政社・政党の展開が、福井に比べるとはるかに複雑な様相をみせ、その間、反民権の旗幟を鮮明にする紫渕会が対立するなかで、九州改進党結成以後は、熊本県議会内での実学派の勢力が紫渕会により抑圧される憂目をみなければならなくなる<sup>25)</sup>。したがって、実学派としては、従来民権運動の中心的な場であった県会において、その勢力を著しく後退させることとなり、こうして九州改進党の解党とも歩調をともにするわけである。

## 註

- 1) 拙稿『福井藩「挙藩上洛計画」にみる横井小楠の「公議論」基調』（『日本思想史』37号、特集－横井小楠の思想、ペリカン社、平成3年）、参照。
- 2) 拙稿『維新期の「公議論」路線の歴史的性格－福井藩の動向を中心に－』（『福井県史研究』7、福井県史編さん課、平成2年）46～60頁、参照。

- 3) 小著『公武合体論の研究－越前藩幕末維新史分析』〔改訂版〕(御茶の水書房, 平成2年) 198頁, 参照。
- 4) 三岡丈夫『由利公正伝』(光融館, 大正5年) 434頁〔実話〕の冒頭に記載。
- 5) 小著『明治初年真宗門徒大決起の研究－越前護法大一揆分析－』(思文閣出版, 昭和62年), 参照。
- 6) 拙稿「越前地租改正反対運動の歴史的系譜」(『研究年報』2号, 金沢経済大学経済開発研究所, 昭和57年), 参照。
- 7) 「敦賀県報告書」卷9, 卷11(福井県上中町, 岡本卯兵衛家蔵)〔『福井県史』資料編10, 昭和58年, 157~160頁所収〕。
- 8) 第1回~第3回の敦賀県会の議事内容は, 『福井県史』通史編5(平成7年)が収録(60~63頁)する。
- 9) 花立正郎「山田武甫－熊本実学派の人びと」(『日本思想史』37号, ペリカン社, 平成3年)で, 山田が明治8年の地方官会議での表決の際, 公選民会論には与せず, 区戸長会論を支持したことにつき, 「そこには矛盾があるようと思えてならない」(38頁)と疑問視するが, もっともな意見である。山田は辞任後ふたたび官途につくことはなく, この点, 花立氏は, 山田が民間に尽すを本分と考え, 「官途に見切りをつけたいということであろう」(同頁)と説くが, たしかに山田には, 権令という官員としての思考の制約が強く作用したものとみるべきであろう。
- 10) 『松井耕雪翁伝』(松井耕雪翁遺徳顕彰会編, 昭和9年)所収の杉田定一の「追憶談」のなかで, 松井の「生産資金金融通のための藩札発行」という殖産興業の具体策を述べるが, この点, 小楠の民富論をよく承知したうえでの記述で, したがって杉田が松井を介して, 小楠の論策をしっかり理解していたとみてよい。
- 11) 『福井県史』(通史編5)所収の表18(自郷社員・自郷学舎員出身村) 99頁, 参照。
- 12) 「自郷社設立趣意書」(杉田定一関係文書)〔『福井県史』資料編10, 昭和58年, 362頁〕。
- 13) 「自郷社規則」(杉田定一関係文書)〔前掲『福井県史』資料編10, 363頁〕。
- 14) 前掲『福井県史』(通史編5)所収の表23(112頁)による。
- 15) 「天真社社務見込案」(杉田定一関係文書)〔前掲『福井県史』資料編10, 371頁〕。
- 16) 「天然区域官親睦論」(杉田文庫)〔『福井市史』資料編10, 平成3年, 445頁〕。
- 17) 越中の『北辰雑誌』(1)〔明治18年10月10日, 雜報〕が, 簡明に報ずるだけである。
- 18) 花立正郎「明治初期における中央と地方－熊本実学派の思想と行動－」(『国際基督教大学学報』111 A, 平成4年)は, 安岡権令が公選民会設立に踏み切った点につき, 「熊本実学派や植木民権派などの突き上げや不満を考慮したことであろう」(49頁)と説くのが注目をひく。
- 19) 猪飼隆明「熊本の自由民権運動」(『熊本の自由民権』熊本自由民権百年記念実行委員会, 昭和57年)は, 明治8年4月創設の植木学校を拠点とする政治結社, 民権党の自由民権運動の過程を説くなかで, その中心的役割を担った士族層が, 「長の不正摘発, 「長公選の要求など」「長征伐」に大きな働きを示したのを重視する。民権党の歴史的性格については, 猪飼隆明「自由民権運動研究の一観点」(『歴史評論』379号, 昭和56年) 52頁, 参照。
- 20) 花立正郎「明治初期における中央と地方－熊本実学派の思想と行動－」(前掲)は, 熊本実学派が主張する「君臣同治」説に, 小楠思想の継承のみられることを論述する(51~53頁)。
- 21) 水野公寿「反民権政社の成立と展開－熊本紫渕会の場合－」(津田秀夫編『近世国家の解体と近代』(培文房, 昭和54年)), 参照。
- 22) 「公議政党趣旨」は, 明治15年2月11日『熊本新聞』に所載。
- 23) 明治15年3月14日『熊本新聞』。
- 24) 九州改進党の成立過程については, 水野公寿「九州改進党の結成について」(『近代熊本』22号, 平成3年), 新藤東洋男「自由民権と九州地方－九州改進党の研究－」(古雅書店, 昭和57年)が詳述する。
- 25) 猪飼隆明「熊本の自由民権運動」(前掲)は, 「東肥新報」(明治15年5月17日)が, 「一言以テ我熊本県会ヲ評スレハ, 公議政党員多数ヲ吉ムレハ地方自治行ナハレ, 紫渕会員多数ヲ吉ムレハ干涉ノ県治行ハルヘキ」(68頁)と紫渕会を批判するのを重視するが, たしかに民権論のうえで, さわめて説得力に富むものと考えたい。

(平成7年10月16日受理)